

○伊豆の国市長岡温泉浴場の設置、管理及び使用料に関する条例

平成20年12月25日

条例第34号

伊豆の国市長岡北浴場の設置、管理及び使用料に関する条例（平成17年伊豆の国市条例第121号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、伊豆の国市長岡温泉浴場の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第2条** 市民の健康の増進及び生活衛生の向上並びに観光の振興を図るため、伊豆の国市長岡温泉浴場（以下「浴場」という。）を次の表のとおり設置する。

名称	位置
伊豆の国市長岡南浴場	伊豆の国市長岡1082番地の2

（一部改正〔令和元年条例3号〕）

（開館時間）

**第3条** 浴場の開館時間は、午後3時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（追加〔令和7年条例11号〕）

（休館日）

**第4条** 浴場の休館日は、毎週水曜日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（追加〔令和7年条例11号〕）

（使用の承認）

**第5条** 浴場を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

（一部改正〔令和7年条例11号〕）

（使用の不承認）

**第6条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の承認をしないことができる。

- （1）浴場の使用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- （2）浴場の使用が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

- (3) 浴場の使用が浴場の管理又は運営のため支障があると認めるとき。
- (4) 前条の承認を受けようとする者が泥酔していると認めるとき。
- (5) 前条の承認を受けようとする者が伝染性の疾病にかかっている、又はその疑いがあると認めるとき。
- (6) 前条の承認を受けようとする者が介添人を必要とする者で、介添人がいないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当であると認めるとき。

(一部改正〔令和7年条例11号〕)

(使用の承認の取消し等)

**第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の承認を取り消し、又は浴場の使用を制限することができる。

- (1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。
- (2) 第5条の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(一部改正〔令和7年条例11号〕)

(使用料の納付)

**第8条** 使用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。

(一部改正〔令和7年条例11号〕)

(使用料の減免)

**第9条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔令和7年条例11号〕)

(使用料の不還付)

**第10条** 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(一部改正〔令和7年条例11号〕)

(損害賠償の義務)

**第11条** 浴場の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを

得ない事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔令和7年条例11号〕)

(指定管理者による管理)

**第12条** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、浴場の管理に関する業務を行わせることができる。この場合において、第3条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「浴場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」と読み替えるものとする。

2 前項の浴場の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定による開館時間の変更
- (2) 第4条ただし書の規定による休館日の変更及び臨時の休館の決定
- (3) 第5条の規定による使用の承認
- (4) 第6条の規定による使用の不承認
- (5) 第7条第1項の規定による承認の取消し又は使用の制限
- (6) 浴場の施設の維持管理に関する業務
- (7) その他市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号の開館時間の変更並びに同項第2号の休館日の変更及び臨時の休館の決定を行う場合には、市長の承認を受けなければならない。

(追加〔令和7年条例11号〕)

(指定管理者の指定の手続等)

**第13条** 指定管理者を指定する手続等については、伊豆の国市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊豆の国市条例第141号）の規定による。

(追加〔令和7年条例11号〕)

(利用料金の納付)

**第14条** 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。この場合において、第8条の規定は、適用しない。

2 利用料金は、その納付を受けた指定管理者の収入とする。

3 指定管理者は、利用料金を別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めたときは、利用料金を当該指定管理者の収入として収受する旨及びその額又は算出方法について公表しなければならない。

(追加〔令和7年条例11号〕)

(委任)

**第15条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔令和7年条例11号〕)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成20年12月規則第19号で、同21年1月7日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに改正前の伊豆の国市長岡北浴場の設置、管理及び使用料に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の伊豆の国市伊豆長岡温泉浴場の設置、管理及び使用料に関する条例(以下「新条例」という。)の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日の前日までに旧条例第6条の規定により納められた使用料は、新条例第6条の規定により納められた使用料とみなす。

附 則 (平成26年2月26日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(公の施設の使用料の改定に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に施設の使用の承認がなされた場合における使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月5日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年9月24日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に施設の使用の承認がなされた場合における使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（令和7年2月21日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の伊豆の国市伊豆長岡温泉浴場の設置、管理及び使用料に関する条例第12条第1項の規定による指定及び浴場の管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

**別表第1**（第8条関係）

（全部改正〔令和7年条例11号〕）

区分		使用料
当日券	大人	1回 500円
	小人	1回 250円
回数券	大人	11回券 5,000円
	小人	11回券 2,500円

備考

- 「大人」とは、12歳以上の者であって小人以外のものをいう。
- 「小人」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校の在学者及びこれに準ずる者をいう。

**別表第2**（第14条第3項関係）

（追加〔令和7年条例11号〕）

区分		利用料金
当日券	大人	1回 500円

	小人	1回 250円
回数券	大人	11回券 5,000円
	小人	11回券 2,500円

備考

- 1 「大人」とは、12歳以上の者であって小人以外のものをいう。
- 2 「小人」とは、学校教育法第1条に規定する小学校の在学者及びこれに準ずる者をいう。